

令和3年10月27日

厚木市長 小林 常 良 様

厚木市行政改革調査委員会
委員長 西尾 隆

公の施設の使用料改定（原案）について（答申）

令和3年10月13日付けをもって諮問のありました公の施設の使用料改定（原案）について、慎重かつ活発な議論を重ね、本委員会の意見として取りまとめましたので、別紙のとおり答申いたします。

答 申

厚木市の公の施設の使用料等については、平成 23 年度に策定した『受益者負担見直しに関する基本方針（公の施設の使用料編）』に基づき、3 年ごとに見直すこととされており、今年度がその時期となっている。

見直しに当たっては、施設の利用者と未利用者における負担の公平性を確保するため、施設利用者には、受益（施設利用）の対価として、相応の使用料の負担を求めるべきであるという考え方にに基づき、施設の運営に係る経費に対する使用料基礎額を算出し、その使用料基礎額や市内及び他市の同類施設との使用料を参考にしながら、市内において見直しを進めてきたとの説明を受けた。

公の施設の使用料等については、公平・公正な行政運営とともに、行政行為の意思決定に対し、より一層の透明性が求められる社会環境であることも踏まえ、市民の意思を確認しながら、慎重に決定していくことが必要である。

また、使用料等の設定に当たっては、これまでの経緯や周辺環境を踏まえ、市民から理解される改定内容とするべきであり、使用料基礎額を参考とした改定としながらも、利用者にとって負担感が大きなものとならないこと、また、料金改定により利用者数に影響を及ぼすことがないように考慮する必要がある、市内及び他市の同類施設ともバランスのとれた適切な使用料等を設定するべきである。

一方、意思決定の透明性の確保という観点からは、最終的には、市議会における改正条例の審議があるものの、市民の理解を深めていただくため、検討経過等について公表することも必要である。

公の施設の使用料改定（原案）については、使用料基礎額や市内及び他市の同類施設の使用料を参考にしながら検討されたものであり、本委員会において慎重に審議を重ねた結果、おおむね妥当なものと判断する。

なお、本答申にまとめた意見及び本答申に示していない本委員会での審議過程における意見及び要望等については、その趣旨を可能な限り尊重されたい。

さらに、厚木市における公の施設が多くの人に利用され、利用者満足度が向上するよう、より適切かつ効果的な維持管理及び施設運営に積極的に取り組むとともに、今後も、真に市民のための施設として運営され続けていくことを切に要望し、答申とするものである。

1 公の施設の使用料改定（原案）について

公の施設の使用料改定（原案）について、本委員会の意見を次のとおり取りまとめたので、改定（案）の策定に当たって十分に尊重されたい。

(1) 料金改定について

受益者負担については、「受益者負担見直しに関する基本方針（公の施設の使用料編）」で示されているとおり、施設の利用者と未利用者における負担の公平性を確保することが基本的な考えであり、財源の確保ではないことを市民に丁寧に説明する必要がある。

また、使用料の改定に当たっては、その必要性や検討過程等について分かりやすく示した上、市民の意見を聴きながら進められたい。

さらに、改定（案）の策定に当たっては、減免の基準等についても資料に記載することを検討されたい。

(2) 料金改定額について

改定額については、おおむね妥当と判断する。

なお、他市の同類施設の使用料等を参考にしている場合には、参考とした使用料等を示していただきたい。

2 料金改定の時期について

新型コロナウイルスの感染拡大に伴う経済的な影響を考慮して、改定の時期については慎重に判断されたい。

3 公の施設の運用面における検討について

施設利用者の利便性の向上を図るため、使用料等の支払いに係るキャッシュレス化についても検討されたい。